

9月17日自治総研セミナー岩永先生の社会住宅

自治総研セミナー！コロナ禍で問われる社会政策と自治体2人目のパネラー

日本女子大岩永先生、

日本の住宅政策は経済政策だった！

社会政策としての住宅政策にどう転換できるか？

社会政策としての住宅手当のあり方

・住宅扶助—生活保護

・住宅確保給付金—生活困窮者支援法

・借り上げ仮設住宅—災害対策基本法

を社会政策に近いものとして検討。

・住宅扶助が2015に引き下げ。

生保—スティグマだけでなく適正化通知が未だに現場を支配。

大学進学を認めず、世帯分離をして学生が自立を強制される。

生保そのものの課題が大きい。

・住宅確保給付金は期限付きだが、所得要件が生保より緩い。

・借り上げ仮設は被災者一家主契約に自治体が入るのに

多大なマッチングの労力はあったが特例の意義はあり。

ただし神戸市が2015年に転居した人と不公平として

打ち切りなど混乱。

短期的には今ある制度の拡充を追求しつつ

社会政策の住宅手当を作るべき！

日本の住宅政策 × 社会政策

- 日本の住宅政策は、経済政策
- 「諸外国では、住宅政策は社会政策の一環として扱われてきたが、日本にあつては経済政策（＝生産力政策）に従属して展開され、また理論的にもそれが怪しまれなかった」（太本圭野1985）。
- 政府は、持家セクターの拡大に力点を置いて住宅政策を編成し、その体系は1950年代に成立した住宅金融公庫法、公営住宅法、日本住宅公団法の「三本柱」であったが、これら解体し、市場の役割を強調する政策が推進されている（平山洋介2006）。

社会政策としての住宅政策とは

- 「人びとが居住するために住宅を供給する」という視点に基づき、市民権による正当化」が不可欠である（武川正吾1996）。
- 具体的な政策例としては、
 - ✓不良住宅の不衛生を改善し予防する政策
 - ✓民間賃貸住宅の家賃高騰と居住不安定に対応した家賃統制と借地権の保護
 - ✓公共部門による民間賃貸住宅の供給
 - ✓第二次大戦後の住宅不足を脱したのちに出現した住宅手当

社会政策としての住宅手当とは

- 齋藤純子(2013)は次の3要件を挙げている
 - ✓消費者に対して支払われること（場合によっては消費者が支払うべき相手、家賃であれば家主に支払われることもある）
 - ✓住居費に関連して支払われること
 - ✓所得に応じて支払われること
- これに「一定の社会的事態にある者に対し、住居費に関連して支払われる社会手当」を加えると、社会政策としての住宅手当、になると考える。

社会政策としての住宅手当にあてはまりそうな現行の仕組み

A) 生活保護制度内にある住宅扶助
B) 生活困窮者自立支援法による住居確保給付金
C) 東日本大震災後に普及した借り上げ仮設住宅

生活保護制度の補足説明：保護の補足性

- 第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 生活を維持できない＝貧困証明の手続き、調査が不可欠「貧困調査」「ミーンズテスト」と呼ばれる。

CHART 図3.1 保護の要否判定

A 保護の要と判定
最低生活費
年金、稼働収入等
↓
支給される保護費
(注) 事業作成

B 保護不要と判定
最低生活費
年金、稼働収入等

出典：岩永ほか(2018)

例：東京23区(1世帯) 10月1日 2020年

世帯員	年齢	収入	支出	収入-支出
世帯主	65歳以上	127,000円	27,000円	100,000円
世帯員	15歳以上	27,000円	27,000円	0円
世帯員	15歳未満	0円	27,000円	-27,000円
合計		154,000円	81,000円	73,000円

世帯主の収入(家賃) 73,000円

住居確保給付金とは
2020/10/16付 | 日本経済新聞 夕刊

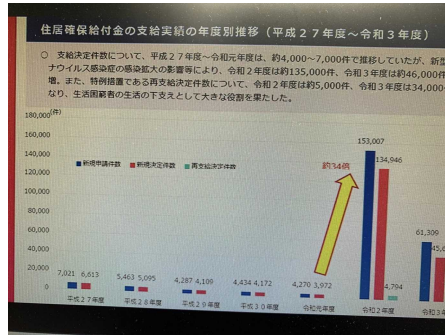
▽住居確保給付金 仕事を失った人などが生活困難に陥らないよう家賃を補助する制度。支給期間は原則3カ月で、9カ月まで延長できる。支給額は居住する市区町村や世帯人数によって異なる。生活保護の扶助額が上限で、東京都23区の場合、単身世帯で月5万3700円、2人世帯で6万4千円、3人世帯で6万9800円。

世帯ごとの収入と預貯金額がともに基準額を下回っている人が対象で、こちらも居住する市区町村によって異なる。

収入要件は東京都23区の場合、単身世帯月13万8千円、2人世帯19万4千円。預貯金の要件は単身世帯50万4千円、2人世帯78万円などとなっている。

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ0R5079170W0A011C2CE0000/>

日本女子大学



借り上げ仮設住宅 拡大の経過

- 東日本大震災後、以前の震災後とは比べものにならない規模で拡大
- 借り上げ仮設住宅が急増した過程は複雑（ご関心のある方は、岩永2015、をご参照ください）
- 震災前の想定では、借り上げ仮設住宅は、賃貸住宅関係団体が作成した空き室リストと被災者のマッチングにより提供することとしていた。
- ところが、震災後の混乱のなかで市町村や被災者に情報が周知されず、リストの作成やマッチング作業の進行よりも、被災者が自ら住宅を借りようとする動きが早かった。
- そこで被災者が借り上げ条件に沿った民間賃貸住宅に入居した場合、自治体の借り上げ住宅と認めるなど特別措置を講じた。
- 特別措置により借り上げ仮設住宅数は急増し、その戸数及び割合は、2012年4月末の時点で32,750戸、92.7%であった（会計検査院2012）

特例措置の意義と弊害

意義は、被災者の動向やニーズにあわせたこと。
弊害は、後手にまわること。

災害救助法による応急救助としての住宅提供には、**現物供与**という建前があった。そのため被災自治体は、すでに被災者と家主が結んだ賃貸契約を県・家主・被災者間での契約に**切り替える手続き**を要し、これにたいへんな時間と労力がかかった。

建設仮設住宅に合わせて当初2年契約を結び、これを1年延長することにより**更新する手間**もかかり、なにより更新を拒否され転居を余儀なくされるという問題も生じた。なお、のちに**建設仮設住宅への転居**、一定の条件による借り上げ仮設住宅への転居を認めてはいる。

実質的には、現物供与というより、家賃補助の意味が強い（会計検査院もそのように指摘している）

日本女子大学

社会政策としての住宅手当の普及に向けて

- 短期的に、今回取り上げた3つの施策を、使いやすくすることが極めて重要である。
- 長期的に、社会政策としての**住宅手当**の創設を目指したい。

- 特別措置、臨時的措置を重ねることの行政、人的、社会的資源の無駄遣い
- なにより、利用者・市民の生活にとって不利益
- 住宅が安定しなければ、生活再建も、福祉サービスの利用もままならない。
- 生活の見通し、希望が生れるためには、安定した、恒常的な仕組みが必要

日本女子大学